

昭和五十八年政令第百四号

交通安全対策特別交付金等に関する政令  
内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五  
号）附則第十六条、第十七条、第十八条第一項、  
第十九条、第二十一条及び第二十二条第二項の規  
定に基づき、並びに同法を実施するため、この政  
令を制定する。

(法附則第十六条第一項の政令で定める費用)  
**第一条** 道路交通法(以下「法」という。)附則

第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。

一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方

面公安委員会を含む。第五号において同じ。による次に掲げる施設の設置に要する費用、言葉後、直名票代は直名票代

口イ 信号機 道路標識又は道路標示 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律）（昭和四十一年法）

事務の担当に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項第一号口に規定する交通管制センターをいう。）

二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置  
でその管理する道路（道路法（昭和二十七年

法律第百八十一号) 第二条第一項に規定する道路及び法第三条第一項第一号に規定する道路

(道路法第二条第一項に規定する道路を除く。)で総務大臣が関係行政機関の長と協議して三つは(三つは)該当するもの。以て

用で定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。)に係るものに要する費

ロイド 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）  
歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転

車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い速

度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む）

む)、中央帶、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、格闘の故郷等は昆蟲の延長

所踏肩の改良若しくは複路を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された

歩行者の用に供する道路の部分の路肩の上に、歩行者により設けられる施設又は歩道、自転車歩道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者若しく

第三章

削除

（関係都道府県の都道府県基準額－関係都道府県の区域内の指定都市の指定都市基準額の

前項の規定にかかるらず。道路法第十七条第一項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く、以下この項において同じ。）の規定により一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定一般国道に限る。以下この項において間外の一般国道に限る。）の規定により都道府県道の管理を行う市又は同法第十七条第三項の規定により都道府県道の管理を行う町村に毎年度交付時期ごとに交付すべき交付金の額は、当該市町村について前項の規定により算定した額に次の式によつて算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

長の合議によるもので、道路云第

(関係都道府県の都道府県基準額－関係都道府県の区域内の指定都市の指定都市基準額の合算額) × 1 / 3 × (当該市町村における交通事故の発生件数 / 関係都道府県の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数 × 2 / 4 + 当該市町村の人口集中地区の人口集中地区人口の合計数 × 1 / 4 + 当該市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長 / 関係都道府県の指定都市以外の市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長の合計 × 1 / 4)

3 每年度、交付時期ごとに指定都市以外の各市町村に交付すべき交付金の額は、次の式によつて算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 每年度、交付時期ごとに各指定都市に交付すべき交付金の額は、当該指定都市の指定都市基準額に四分の三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

**第四条** 每年度、法附則第十八条第一項の交付時期（以下「交付時期」という。）ごとに各都道府県に交付すべき交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）の額は、当該都道府県の区域内の都道府県基準額から当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村について次項から第五項までの規定により算定した額とされる市町村に係る額を除く。）の合算額を控除した額とする。

当該年度の九月に交付すべき交付金の額が二十  
五万円に満たないこととなる市町村があるとき

二 満道路の延長× $1/(4)$   
一 指定都市基準額 各指定都市ごとに次の式  
によつて算定するものとする。  
関係都道府県の都道府県基準額×(当該指  
定都市における交通事故の発生件数×関  
係都道府県における交通事故の発生件数  
 $\times 2/4 +$ 当該指定都市の人口集中地区  
人口×関係都道府県の人口集中地区人口  
 $\times 1/4 +$ 当該指定都市の区域内の改良  
済道路の延長×関係都道府県の区域内の  
改良済道路の延長× $1/4$ )  
付 第二項から前項までの規定により市町村に交  
すべき交付金の額を算定する場合において、

田原町の西且満道路の延長／三國の西且満道路の三國二ノ又

によって算定するものとする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとし、当該切り捨てた端数金額の合算額は、その算定された都道府県基準額が最も少額である都道府県の都道府県基準額に加算する。

交付時期ごとの交付金の総額×（当該都道府県における交通事故の発生件数／全国の交通事故の発生件数×2／2+4+当該都道府県の人口集中地区人口／全国の人口集中地区人口×1／4+当該都道府県の区城内の改良者首略の延長／全国の改良

5 延長 前各項において、次の各号に掲げる額は、当該各号に定めるところによる。  
一 都道府県基準額 各都道府県ごとに次の式

合算額) × 5 / 12 × (当該市町村における交通事故の発生件数 / 関係都道府県の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数) の合計数 × 2 / 4 + 当該市町村の人口集中地区人口 / 関係都道府県の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数 × 1 / 4 + 当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長 / 関係都道府県の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長の合計 × 1 / 4 × 当該市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長又は当該町村が同条第三項の規定により管理する都道府県道に係る改良済道路の延長 / 当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の



<p><b>第一条</b> この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一四年一二月一八日政令第三八五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一五年三月三一日政令第一九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一六年六月九日政令第一九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b>（平成一六年六月九日政令第一九号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<b>第一条</b> この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。 <p>（交通安全管理特別交付金等に関する政令の一部改正）</p>	<b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、平成十九年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。 <p>（施行期日）</p>	<b>第一条</b> この政令は、平成十六年十一月十日から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第一百七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。 <p>（施行期日）</p>	<b>第一条</b> この政令は、平成十六年一月八日政令第三四四号）抄
<b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三号）抄	<b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三号）抄	<b>附 則</b> （平成一六年六月九日政令第一九号）抄	<b>附 則</b> （平成一六年六月九日政令第一九号）抄
<b>第一条</b> この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第一百七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成十六年十一月十日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

<p><b>第一条</b> この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。</p> <p>（交通安全管理特別交付金等に関する政令の一部改正）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>（交通安全管理特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>（交通安全管理特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p>
<b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、平成十九年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。	<b>第一条</b> この政令は、平成十六年十一月十日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。
<b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三号）抄	<b>附 則</b> （平成一九年八月三日政令第二三号）抄	<b>附 則</b> （平成一六年六月九日政令第一九号）抄	<b>附 則</b> （平成一六年六月九日政令第一九号）抄
<b>第一条</b> この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、平成十九年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。	<b>第一条</b> この政令は、平成十六年十一月十日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	<b>第一条</b> この政令は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。